

危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定申請案内

大和市 産業活性課

危機関連保証付き融資をご希望の場合、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店が市内にある法人 / 主たる事業所が市内にある個人事業者

認定要件 以下の2要件を満たすこと

- ①国が指定した大規模な経済危機や災害等の発生により信用の収縮が全国的に発生したことに起因して、原則として、最近1か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
- ②金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。

※認定申請書に記入する減少率は切り上げ、切り下げ等の端数処理が可能です。

(端数処理前の数値が15%以上の場合に限ります) 端数処理前が14.99%⇒不可

※前年実績の無い創業者や、前年以降に事業拡大してきた事業者の方についても、認定基準の運用緩和により認定の対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。

申請に必要な書類

【市所定の書式】は大和市HPから取得できます。

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/shoshiki.html>

大和市 セーフティネット保証

検索 

必要書類		備考
1	認定申請書【市所定の書式】	法人実印(個人事業者にあつては個人の実印)及び捨印をお願いします。
2	月別売上高等の推移【市所定の書式】	
3	<法人> 履歴事項全部証明書の写し	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの(概ね発行から3ヶ月以内)
	<個人事業者> 直近の確定申告書及び青色申告書の写し	
4	対象期間の月別売上高等が確認できる書類	例) 売上台帳、試算表、決算書等(写し可)(売上高等が記載されているページを含む)

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「3」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

注意事項

- ①認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。
- ②書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ③認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。例) 4月15日認定→同年5月14日まで

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135
受付時間 月～金(除祝日等) 8:30～11:50、13:00～17:00